

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

令和元年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
亀谷 宇陀亜良	高市郡明日香村	高市郡明日香村大字飛鳥八六三番
土屋 善之	和歌山県橋本市	五條市近内町五七二番ほか七筆
土屋 善之	和歌山県橋本市	橿原市中曾司町六二五番ほか六筆
青木 健太郎	奈良市	北葛城郡広陵町大字寺戸八五〇番

二 認可年月日

令和元年十一月二十六日